



2021年2月1日発行
 発行責任者
 立憲民主党・民権クラブ 佐々木ナオミ
 〒250-0875
 小田原市南鴨宮3-6-13 天野ビル1F西
 phone.0465-46-6831
 fax.0465-46-6857
<https://naomi-sasaki.com/>

No.10

緊急事態宣言をうけて、県と市に要望書を提出しました。

緊急事態宣言が出されてからも、感染拡大は止まらず、保健所機能も医療機関も逼迫しています。また、ついにコロナ病床はキャパを超え、県内で入院が必要なのにできない方が97名（1/21）にも達しています。そこで、神奈川県は、これまでの方針を以下のように大きく転換しました。

① 積極的疫学調査の対象者を狭める。

ササキの視点

無症状感染者が捕捉されることなく、感染拡大はさらに悪化の危険性あり。

② 自宅療養者の安否確認の規模を縮小し、40歳以上に 血中酸素測定器（パルスオキシメーター）を配布し、自己管理へ。

ササキの視点

自宅療養者の死亡者がさらに増える危険性あり。

③ 民間の病院に対し、自院でコロナ陽性と判明した人は、これまでのようにコロナ専門病院に搬送するのではなく基本自院で受ける。

ササキの視点

民間医療機関で十分な感染対策ができるのか？現場からも不安の声。

こうした県の方針を受け、コロナ感染症のさらなる拡大を一刻も早く防ぎ、すこしでも県民が安心できる対策をもとめ、神奈川県知事と小田原市長に緊急の要望を行いました！

神奈川県への要望

私が所属します立憲民主党・民権クラブ県議団では、19日黒岩知事に対し、緊急要望書を提出。松本団長・赤野副団長・斉藤政調会長らが知事と懇談を行いました。要望の内容は以下の通り。

- ① 即応病床と医療人材の確保
- ② 宿泊療養施設の拡充及び自宅療養者への対応充実
- ③ 新型コロナワクチンの接種について万全の体制構築と市町村への支援
- ④ 積極的疫学調査のあり方に対する代替措置



1月19日 県議団として黒岩県知事に要望書を提出。

小田原市への要望



1月22日 小谷英次郎市議とともに守屋小田原市長に要望書を提出。
 （写真は福祉健康部長）

県がやりきれない部分、小田原市民の命を守るためにも、ぜひ小田原市に動いて欲しいと思います。要望内容は、1) 濃厚接触者のカテゴリーには入らないが感染リスクが高い方 2) 医療・介護・幼保・教育現場で働く方たちには定期的に、3) 都内や政令指定都市など、感染者が圧倒的に多い地域に通勤や通学している方には、積極的にPCR検査を受けていただくよう市が働きかけをするとともに、検査費の補助をしていただきたい、という内容。

同じ立憲民主党小谷英次郎市議とともに、守屋小田原市長へ提出しました。

生活にお困りの県民の皆さまへ

休業、無給、減給などによる生活資金の不足、納税などでお困りの皆さまへ、さまざまな制度をご用意しておりますのでぜひご活用ください。

給付金	低所得のひとり親世帯	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	一世帯当たり 5万円 収入の少ないひとり親一世帯に対し、 5万円(第2子以降3万円) を支給	各市町村またはひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎0120-400-903
	休業期間中の賃金の未払い	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の 80% 1日当たり支給額 上限11,000円 休業した中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し休業支援金を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80% 補償 業務または通勤などで新型コロナウイルス感染症を発症したと認められる場合に対象	各労働基準監督署
	感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険の傷病手当の支給	新型コロナウイルスに感染したり感染の疑いで無給や減給になった場合に受けとれる場合あり	各市町村
	家賃が払えない	住居確保給付金の支給	収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を支給 ▶対象: 離職・廃業後2年以内 / 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	市在住: 各市の自立相談支援機関 町村在住: 県の自立相談支援機関
貸付	休業・失業等で生活資金に不安	緊急小口資金 一時的な資金が必要な方 (主に休業された方等向け)	最大 20万円 無利子貸付 ▶据置期間: 貸付日から1年以内 (令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) ▶返済期間: 2年以内	各市区町村社会福祉協議会 (県社会福祉協議会 ☎参照)
		総合支援資金(生活支援費) 生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等向け)	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 ▶据置期間: 貸付日から1年以内 (令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) ▶返済期間: 10年以内	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999
猶予	納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	収入の減少など県税を納付できない事情のある方については納税を猶予する制度あり	各県税事務所
	国民年金保険料等が払えない	国民年金保険料免除・納付の猶予	失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方が適用される場合あり	各市町村
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いを猶予	各水道局

県のたよりホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/tayori/>



【上記記事に関する問合せ】緊急事態宣言については県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル ☎(0570)056774 音声案内2番 ※一部のIP電話など上記番号へつながらない方は ☎045(285)0536

神奈川県公式LINEアカウント 「新型コロナ対策パーソナルサポート」のご活用を！

＜このようなお知らせが届きます。＞

1/24(日)

**一日感染対策ありがとうございます
あなたの行動が誰かの命を救います**

本日の陽性患者数 **554** 人
(前日比: +33人)

病床に空きがなく入院できていない方 **94** 人
(23日時点) (前日比: -1人)

死者数 **399** 人
(本日時点の累計) (前日比: +1人)

緊急事態宣言発出中
徹底した外出自粛をお願いします!

■テレワーク・時差出勤にご協力をお願いします
■会食はランチも含め、今は我慢してください

新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況はコチラ

21:37

県全体の医療の逼迫状況、各種支援を始めとした神奈川県のコロナ関連の最新情報がLINEで自動的に届くほか、情報や神奈川県発熱等診療予約も行えます！

タブで切り替え **コロナ最新情報**

症状が現れた方
発熱はあったが、発症後に強いだるさ・倦怠しさなどの症状が現れた方へ
こちらを押して案内をご確認ください。

コロナマップ

LINEコロナお知らせ

県内の最新情報

診療予約

神奈川県発熱等診療予約センターについて

以下からメニューを選択ください
詳細に余料のある場合はLINEで、発熱の予約は電話で

LINEで診療予約

電話で診療予約

診療予約キャンセル

発熱の予約は電話で →

県がら5129はこほ5
045-285-1015
(12:00-21:00)

県がら5129はこほ5
045-285-1015
(9:00-21:00)

タブで切り替え **発熱等診療予約**

LINEアカウントのQRコード

